

社会福祉法人 西山苑

訪問介護 西山苑

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第0871200069号)

当事業所は契約者（利用者本人）に対して訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の体制	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
5. サービスの利用に関する留意事項	6
6. 緊急時の対応方法について	7
7. 第三者による評価の実施状況	7
8. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- ・法人名 社会福祉法人 西山苑
- ・代表者氏名 理事長 荷見 源成
- ・法人所在地 茨城県常陸太田市木崎二町 937 番地の 2
- ・設立年月日 昭和 46 年 5 月 14 日

2. 事業所の概要

- ・事業所の種類 訪問介護事業所
- ・事業所の名称 訪問介護 西山苑
- 指定 平成 12 年 4 月 1 日指定・開設
茨城県 第 0 8 7 1 2 0 0 0 6 9 号
- ・管理者氏名 柏 保男
- ・事業所の所在地 茨城県常陸太田市木崎二町 937 番地の 2
- ・電話番号 0 2 9 4 - 8 0 - 2 3 3 0
- ・運営方針 「真心とサービス」
- ・事業所の目的 訪問介護 西山苑は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としてサービスを提供します。
- ・事業の実施地域 常陸太田市内
- ・営業日及び営業時間
営業日 月曜日～土曜日（但し、12月29日～1月3日までを除く。）
営業時間 午前8時30分～午後5時30分

* 法人が行っている他の事業・・・当法人では、次の事業も運営しています。

[介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）] 昭和47年5月16日開設

茨城県 第0871200036号 定員110名

[短期入所生活介護（ショートステイ）] 平成12年4月1日指定

茨城県 第0871200036号 定員3名

[通所介護（デイサービス）] 平成12年4月1日指定

茨城県 第0871200051号 定員25名

[居宅介護支援事業] 平成12年4月1日指定

茨城県 第0871200028号

3. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	氏 名	職 務 内 容
サービス提供責任者 兼訪問介護員	大内 めぐみ (介護福祉士)	訪問介護の提供 及びサービス提供管理
訪問介護員	3名(介護福祉士,ヘルパー 2級課程修了者)	訪問介護の提供

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|-----------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|-----------------------------------------------------|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

- | |
|----------------------------------------------------------------------|
| ① 身体介護 入浴・清拭・排泄・食事等の介護を行います。
② 生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物等の日常生活上の世話をを行います。 |
|----------------------------------------------------------------------|

☆ 契約者に対する具体的なサービス実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

- 入浴介助…入浴の介助などを行います。
- 清 拭…全身清拭・足浴・着替えなどを行います。
- 排泄介助…排泄介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 体位変換…体位の変換を行います。
- 移動介助…転倒を予防し、移動の介助を行います。

② 生活援助

- 調理…契約者の食事の調理を行います。
※ご家族等(契約者以外)分の調理は行いません。
- 洗濯…契約者の衣類等の洗濯を行います。
※ご家族等(契約者以外)分の洗濯は行いません。
- 掃除…契約者の居室等の掃除を行います。
※契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。
- 買い物…契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
※預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。

<利用料金>

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体 介護	1. 利用料金	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円	+820円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,467円 (1,304円) (1,141円)	2,196円 (1,952円) (1,708円)	3,483円 (3,096円) (2,709円)	5,103円 (4,536円) (3,969円)	+738円 (+656円) (+574円)
	3. サービス利用に掛 かる自己負担額 1割 (2割) (3割)	163円 (326円) (489円)	244円 (488円) (732円)	387円 (774円) (1,161円)	567円 (1,134円) (1,701円)	+82円 (+164円) (+246円)

	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
生活 援助	1. 利用料金	1,790円	2,200円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,611円 (1,432円) (1,253円)	1,980円 (1,760円) (1,540円)
	3. サービス利用に掛 かる自己負担額 1割 (2割) (3割)	179円 (358円) (537円)	220円 (440円) (660円)

※身体介護に引き続き生活援助を行う場合

	サービスに要する時間	20分以上	45分以上	70分以上
	1. 利用料金	+650円	+1,300円	+1,950円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	+585円 (+520円) (+455円)	+1,170円 (+1,040円) (+910円)	+1,755円 (+1,560円) (+1,365円)
	3. サービス利用に掛 かる自己負担額 1割 (2割) (3割)	+65円 (+130円) (+195円)	+130円 (+260円) (+390円)	+195円 (+390円) (+585円)

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に

に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

- ☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時まで）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

- ☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合には、契約者等の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

＊2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合。
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合、等。

- ☆ 生活援助については、一人暮らし世帯のほか家族等と同居している契約者であってその同居家族等の疾病、障害の理由から家事を行うことが困難である場合、または同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合に提供されるものです。

- ☆ 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、契約者の負担額を変更します。

- ☆ 各種加算算定においては、一定の要件を満たす場合、又は、一定の要件を満たしかつ契約者やその家族からの同意が得られた場合にサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額（自己負担額1割、2割又は3割）をお支払いいただきます。

☆特定事業所加算Ⅳ（自己負担額 1回につき所定単位数の3%加算）

【体制要件】

- (1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
- (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催
- (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告（直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能）
- (4) 健康診断等の定期的な実施
- (5) 緊急時等における対応方法の明示

【人材要件】

サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。又は、訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

☆初回加算（自己負担額 当月：200 円）

新規の訪問介護サービス利用で、訪問初月内にサービス提供責任者が訪問介護サービスを行った場合又は同行訪問した場合

2 月以上利用を休んでいて再開し、かつ新たに訪問介護計画を作成した場合

☆緊急時訪問介護加算（自己負担額 100 円）

契約者やその家族からの要請を受けて、ケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合

☆介護職員等処遇改善加算Ⅲ（自己負担額 月のサービス利用料×18.2%）

介護現場で働く介護職員の処遇改善を図る為の加算

（2） 介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が契約者の負担となります。

	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時間半以上 (30 分増す毎に)
身 体 介 護	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円	+820 円

	20 分以上 45 分未満	45 分以上
生 活 援 助	1,790 円	2,200 円

☆ 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時まで）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）：25%
- ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

（3） 交通費（契約書第 9 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合、通常の実施地域を越える境界の場所から、1 キロメートル当たり 30 円とし、境界までの往復分を徴収いたします。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関
筑波銀行、常陽銀行、水戸信用金庫、その他（※ご確認ください。）
- イ. 窓口での現金払い

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

○利用予定日の前に、契約者等の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者に出して下さい。

但し、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	1,000 円

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

① 契約者等からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、契約者等から特定の訪問介護員の指名は出来ません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、契約者等に対してサービス利用上の不利益を生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

① 定められた業務以外の禁止

契約者等は「4. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することは出来ません。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

常陸太田市高齢福祉課	所在地 常陸太田市金井町3690 電話番号 0294-72-3111 受付時間 AM8:30~PM5:15
茨城県 国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町978番26 電話番号 029-301-1565 受付時間 AM9:00~PM5:00

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

訪問介護 西山苑

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 ⑩

私（契約者）は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 _____

氏名 _____ ⑩

契約者代理人住所 _____

氏名 _____ ⑩